

役員・評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人通津南和会の役員・評議員等の報酬等について定めるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席)

第2条 役員が理事会及び評議員選任・解任委員会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員が当該委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第3条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる
- 3 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合には、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する理事、評議員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。
付則

1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員選任・解任 委員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表2

名称	報酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬	10,000円	5,000円

別表3

旅費	宿泊費	報酬1日	その他
実費	20,000円	10,000円	実費
	15,000円	10,000円	